

【食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）（抜粋）】

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	<p>1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあっては、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>
保存の方法	<p>食品の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に従って表示する。</p>
消費期限又は賞味期限	<p>1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することをもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。</p> <p>2 （略）</p>
原材料名	<p>1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。 二及び三 （略） <p>2及び3 （略）</p>
添加物	<p>1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二及び三 （略） <p>2、3及び4 （略）</p>
内容量又は固形量及び内容総量	<p>1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>2及び3 （略）</p>

<p>栄養成分の量及び熱量</p>	<p>1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の100グラム若しくは100ミリリットル又は1食分、1包装その他の1単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。）。この場合において、当該食品単位が1食分である場合にあっては、当該1食分の量を併記する。</p> <p>一、二及び三 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。</p>
<p>製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</p>	<p>1 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>2及び3 （略）</p>